

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年鳥取県規則第 106 号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

令和 8 年度鳥取県庁内 LAN ネットワーク機器賃貸借 一式

（２）借入物品の仕様

別添令和 8 年度鳥取県庁内 LAN ネットワーク機器賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）借入期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日までとする。

（４）契約期間

契約締結日から令和 13 年 10 月 31 日までとする。

（５）納入期限

令和 8 年 12 月 25 日（金）

（６）納入場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）単独企業に関する要件

ア 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

（ア）事務用機器のパソコン類

（イ）事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和 8 年 10 月 9 日（金）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 6 の（２）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 6 の（２）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1 の（２）に示した借入物品を所有し（本件調達に係る契約締結日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 構成員は(1)のア、ウ及びエの要件をすべて満たしていること。

イ 各構成員は競争入札参加資格を有するとともに、以下のいずれかの業種区分に登録されていること。

(ア) 事務用機器のパソコン類

(イ) 事務用機器の電気通信機器類

なお、本件入札に参加を希望する共同企業体の構成員であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和8年10月9日(金)正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより6の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに6の(2)の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において(1)のオ及びカの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

3 契約をする者

鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県

鳥取県知事 平井伸治

4 契約担当部局

鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課

5 配布資料

・仕様書

- ・入札参加資格確認書 (様式第1-1号、第1-2号)
- ・質問書 (様式第2号)
- ・委任状 (様式第3-1号、第3-2号)
- ・入札書 (様式第4号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第5-1号、第5-2号)
- ・電子契約同意書兼メールアドレス確認書 (様式第6号)
- ・共同企業体協定書 (参考様式)

6 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課
電話 0857-26-7909
電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付方法

令和8年10月2日(金)から同月27日(火)までの間にインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年10月2日(金)から同月27日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所等

ア 日時

令和8年11月13日(金)午前11時(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月12日(木)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県庁本庁舎地階令和の改新戦略本部・総務部会議室

7 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第2号)によることとし、電子メールにより6の(1)の場所に令和8年10月9日(金)正午までに提出することとし、原則として、訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問に対する回答については、令和 8 年 10 月 16 日（金）までにインターネットの鳥取県令和の改新戦略本部デジタル局兼総務部行政体制整備局デジタル改革課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou>) によりまとめて閲覧に供する。

8 入札者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、9 の事前提出物を作成の上、郵便等又は持参により 6 の(1)の場所に令和 8 年 10 月 27 日（火）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札者は、(1) の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。
また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

9 事前提出物

提出部数は各 1 部とし、その規格は A 4 版とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第 1－1 号又は第 1－2 号）
- (2) 2 の(1)のオの保守体制に関する資料
 - (ア) 納入機器ごとの保守可能な日時を記述したもの
 - (イ) 保守体制図及び保守に携わる者の氏名等一覧表（故障等発生時の対応フロー図、連絡先、保守に携わる者の勤務地、資格、氏名等を記述したもの）
 - (ウ) 導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの（代理店・特約店・メーカー支援の証明書、パートナー証明書、サポート証明書等）
 - (エ) 入札参加業者と導入保守業者が異なる場合は、本件入札に関する機器の導入及び保守に関して、導入保守業者の支援が確約されていることが分かるもの
- (3) 共同企業体協定書の副本（（参考様式）を参照のこと。） ただし、共同企業体を構成しない場合は提出不要。

10 入札参加資格の審査について

- (1) 8 の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和 8 年 11 月 5 日（木）までに通知する。
- (2) (1) の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和 8 年 11 月 6 日（金）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- (3) 鳥取県知事は、(2)により説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和 8 年 11 月 9 日（月）までに書面により回答する。

11 入札条件

(1) 入札方法

本件入札は、紙入札により行うので、入札書は所定の書式（様式第 4 号）を使用し、(2) に示す方法に従って計算した金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書に記載する額

入札書に記載する金額は、仕様書 4 に掲げる借入物品の借入費用、保守費用並びに借入期間終了後の作業等に要する費用（データ消去作業、撤去、搬出、処分等に要する費用を含む。）の合計額を 57 で除して得た借入期間 1 月あたりの金額（小数点以下の記入は認めない。）とすること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された 1 月あたりの金額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。

併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

- (3) 入札者は、いったん提出した入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は 2 回とする。（初度入札を含めて 3 回とする。）

- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。
- (7) 郵便等による入札の場合は、「入札書」及び「第1回」、「第2回」又は「第3回」と明記した封筒に、必ず件名及び入札者名を記載し、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (8) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委任状（様式第3-1号又は第3-2号）を6の（5）の場所（郵便等による場合は6の（1）の場所）に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (9) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井伸治」とすること。
- (10) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (11) 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を郵便等又は持参の方法により提出すること。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を提出すること。
- (12) 入札者は、協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (13) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札書に記載する金額に57を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1か月あたりの契約金額に57を乗じて得た金額（以下「賃貸借料総額」という。）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に掲げる競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を6の（5）（郵便等による入札の場合は6の（1））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (5) 入札書の内容、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 協定、政令、調達手続特例規則、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

- (8) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (9) 記名のない入札書による入札
- (10) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (11) 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者のした入札（6の（4）の郵便等による入札の場合を除く。）

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

18 専属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停（発注者と受注者による協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権者の権利に関する訴えについては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 6 条に定めるとおりとする。

19 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として賃貸借料総額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア） 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ） 暴力団員を雇用すること。

（ウ） 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が再委託する年度の賃貸借料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

ウ 受注者は、アの承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先に本件業務に係る契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

(6) 12 の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けた後直ちに契約保証金免除申請書(様式第5-1号又は様式第5-2号)を、6の(1)の場所に提出すること。

(7) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第6号)を、6の(1)の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。